

議案第 23 号

調布市教育相談所処務規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 30 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市教育相談所の利用状況に関する報告時期を変更するため、提案する
ものです。

調布市教育委員会訓令第 号

課・室・所・館
市立学校

調布市教育相談所庶務規程（平成20年調布市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

第8条第1項中「毎年度4月及び10月に、それぞれ前月までの分の教育相談所の利用状況を作成し、」を「毎年度終了後、速やかに、教育相談所の利用状況及び事業の実施状況を」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

調布市教育相談所処務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育相談所処務規程 平成20年4月25日教育委員会訓令第4号</p> <p>改正</p> <p>平成27年3月27日教委訓令第6号 平成31年3月25日教委訓令第1号 令和2年3月27日教委訓令第2号</p> <p>調布市教育相談所処務規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、調布市教育会館条例（平成20年調布市条例第5号）第2条第1項第2号に掲げる調布市教育相談所（以下「教育相談所」という。）の事務処理について必要な事項を定めるものとする。 (分掌事務)</p> <p>第2条 教育相談所の主な分掌事務は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育相談</p> <p>ア 児童・生徒等の心身の発達、知能、学業、性格、行動及び進路の相談に関する事。</p> <p>イ 教育、福祉、医療等の関係機関及び地域との連携に関する事。</p> <p>ウ 教育相談活動の普及に関する事。</p> <p>(2) 就学相談等</p> <p>ア 心身に障害のある児童・生徒の就学、転学等の相談に関する事。</p> <p>イ 調布市就学支援委員会に関する事。</p> <p>ウ 巡回相談に関する事。</p> <p>エ 就学相談等の活動の普及に関する事。</p> <p>(3) 電話相談</p> <p>ア 電話等による、心身の発達、学業、性格、行動、いじめ等の相談に関する事。</p>	<p>○調布市教育相談所処務規程 平成20年4月25日教育委員会訓令第4号</p> <p>改正</p> <p>平成27年3月27日教委訓令第6号 平成31年3月25日教委訓令第1号 令和2年3月27日教委訓令第2号</p> <p>調布市教育相談所処務規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、調布市教育会館条例（平成20年調布市条例第5号）第2条第1項第2号に掲げる調布市教育相談所（以下「教育相談所」という。）の事務処理について必要な事項を定めるものとする。 (分掌事務)</p> <p>第2条 教育相談所の主な分掌事務は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 教育相談</p> <p>ア 児童・生徒等の心身の発達、知能、学業、性格、行動及び進路の相談に関する事。</p> <p>イ 教育、福祉、医療等の関係機関及び地域との連携に関する事。</p> <p>ウ 教育相談活動の普及に関する事。</p> <p>(2) 就学相談等</p> <p>ア 心身に障害のある児童・生徒の就学、転学等の相談に関する事。</p> <p>イ 調布市就学支援委員会に関する事。</p> <p>ウ 巡回相談に関する事。</p> <p>エ 就学相談等の活動の普及に関する事。</p> <p>(3) 電話相談</p> <p>ア 電話等による、心身の発達、学業、性格、行動、いじめ等の相談に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>イ 電話等による、相談活動の普及に関すること。 (相談時間)</p>	<p>イ 電話等による、相談活動の普及に関すること。 (相談時間)</p>
<p>第3条 教育相談所の相談時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>第3条 教育相談所の相談時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>
<p>(職の設置)</p> <p>第4条 教育相談所に教育相談所長を置き、指導室教育支援担当課長の職にある者をもって充てる。</p>	<p>(職の設置)</p> <p>第4条 教育相談所に教育相談所長を置き、指導室教育支援担当課長の職にある者をもって充てる。</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、必要があると認められるときは、主幹、副所長、副主幹、主査、主任その他の職を置くことができる。</p> <p>(職務)</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、必要があると認められるときは、主幹、副所長、副主幹、主査、主任その他の職を置くことができる。</p> <p>(職務)</p>
<p>第5条 所長は、上司の命を受け、教育相談所の事業を掌理し、所属職員を指揮監督するほか、常に組織全体の経済性を考慮し、すべて一体として教育相談所機能を発揮するよう努めなければならない。</p>	<p>第5条 所長は、上司の命を受け、教育相談所の事業を掌理し、所属職員を指揮監督するほか、常に組織全体の経済性を考慮し、すべて一体として教育相談所機能を発揮するよう努めなければならない。</p>
<p>2 副所長は、上司の命を受け、所長の職務を補佐する。</p>	<p>2 副所長は、上司の命を受け、所長の職務を補佐する。</p>
<p>3 主査は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、担当事務について絶えず研究に努め、また職員の提案を積極的に求め、その実施を援助する。</p>	<p>3 主査は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、担当事務について絶えず研究に努め、また職員の提案を積極的に求め、その実施を援助する。</p>
<p>4 主任は、上司の命を受け、分掌事務の処理計画の推進に伴う事務を処理し、また事務処理をとおして職員の実務研修に当たるとともに、職員相互間の協調に努める。</p>	<p>4 主任は、上司の命を受け、分掌事務の処理計画の推進に伴う事務を処理し、また事務処理をとおして職員の実務研修に当たるとともに、職員相互間の協調に努める。</p>
<p>5 主事は、上司の命を受け、事務を処理する。</p>	<p>5 主事は、上司の命を受け、事務を処理する。</p>
<p>6 前条第2項に規定する職の職務については、調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。</p> <p>(教育相談員)</p>	<p>6 前条第2項に規定する職の職務については、調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。</p> <p>(教育相談員)</p>
<p>第6条 委員会は、前条に規定する職員のほか、必要に応じ、教育相談員を置くことができる。</p>	<p>第6条 委員会は、前条に規定する職員のほか、必要に応じ、教育相談員を置くことができる。</p>
<p>2 教育相談員は、上司の命を受け、相談活動及びそれに必要な事務に従事する。</p>	<p>2 教育相談員は、上司の命を受け、相談活動及びそれに必要な事務に従事する。</p>

改正後	改正前
<p>3 教育相談員の報酬，費用弁償の額，支給方法その他必要な事項については，調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年調布市教育委員会規則第5号）及び調布市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の定めるところによる。</p> <p>（事業計画）</p> <p>第7条 所長は，毎年度において実施する事業の計画を，前年度末日までに委員会に提出し，その承認を受けなければならない。</p> <p>（報告）</p> <p>第8条 所長は，<u>毎年度終了後，速やかに，教育相談所の利用状況及び事業の実施状況を</u>委員会定例会に報告しなければならない。</p>	<p>3 教育相談員の報酬，費用弁償の額，支給方法その他必要な事項については，調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年調布市教育委員会規則第5号）及び調布市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の定めるところによる。</p> <p>（事業計画）</p> <p>第7条 所長は，毎年度において実施する事業の計画を，前年度末日までに委員会に提出し，その承認を受けなければならない。</p> <p>（報告）</p> <p>第8条 所長は，<u>毎年度4月及び10月に，それぞれ前月までの分の教育相談所の利用状況を作成し，</u>委員会定例会に報告しなければならない。</p> <p><u>2 所長は，毎年度終了後，速やかに，事業の実施状況を委員会定例会に報告しなければならない。</u></p>
<p>（準用）</p> <p>第9条 所長が決裁すべき事案，指定合議先，通知先その他必要な事項については，別に定めるもののほか，調布市教育委員会事務局処務規則（昭和56年調布市教育委員会規則第2号）及び調布市教育委員会事務局事案決裁規程（昭和44年調布市教育委員会規程第2号）の規定を準用する。この場合において，これらの規定中「課長」とあるのは「所長」と，「課長補佐」とあるのは「副所長」と読み替えるものとする。</p> <p>（雑則）</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は，平成20年5月7日から施行し，同日以後の決裁に係るものから適用する。</p> <p>附 則（平成27年3月27日教委訓令第6号）</p> <p>この訓令は，平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年3月25日教委訓令第1号）</p>	<p>（準用）</p> <p>第9条 所長が決裁すべき事案，指定合議先，通知先その他必要な事項については，別に定めるもののほか，調布市教育委員会事務局処務規則（昭和56年調布市教育委員会規則第2号）及び調布市教育委員会事務局事案決裁規程（昭和44年調布市教育委員会規程第2号）の規定を準用する。この場合において，これらの規定中「課長」とあるのは「所長」と，「課長補佐」とあるのは「副所長」と読み替えるものとする。</p> <p>（雑則）</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は，平成20年5月7日から施行し，同日以後の決裁に係るものから適用する。</p> <p>附 則（平成27年3月27日教委訓令第6号）</p> <p>この訓令は，平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年3月25日教委訓令第1号）</p>

改正後	改正前
<p>この訓令は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月27日教委訓令第2号）</p> <p>この訓令は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>この訓令は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月27日教委訓令第2号）</p> <p>この訓令は、令和2年4月1日から施行する。</p>

附 則（令和5年3月 日教委訓令第 号）
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。